⑵⑸　本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

⑵⑹　本工事は、令和６年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）、従業員給料手当および法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

⑵⑺　本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）の途中交代を認める試行工事である。

⑵⑻　本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、第三者による適正性をチェックする試行工事である。

⑵⑼　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式）」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

⑶⓪　本工事は、競争参加資格通知時に発注者が想定している概略工程表を開示する工事である。

２　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。

⑷①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・護岸、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、離岸堤、又は突堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事。

②　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・護岸、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、離岸堤、又は突堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事。

さらに、他の構成員は、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工実績を有する者であること。

・護岸、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、離岸堤、又は突堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事。

なお、①及び②において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本工事で申請できる配置予定技術者は１名とする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・護岸、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、離岸堤、又は突堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成22年度以降に元請けとして、次の同種工事の施工経験を有する者であること。

・護岸、防波堤、岸壁（物揚場を含む）、離岸堤、又は突堤における捨石（基礎・被覆・裏埋・裏込雑石を含む）工事。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

なお、②及び③において当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。

⑹　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できるものとして、次に掲げる①から③全ての条件を満足する者であること。ただし、技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

また、本工事で申請できる技術指導者は１名とする。

①　⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件をすべて満たすこと。

②　別件工事で専任配置されていないこと。

③　定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（１回／週程度）

※技術指導者を配置する場合の配置予定主任（監理）技術者等未経験者に求める競争参加資格要件は、⑸に掲げる主任（監理）技術者に求める要件のうち施工経験は求めない。

また、配置予定主任（監理）技術者が⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する場合、技術指導者を配置することはできない。

また、配置予定の主任（監理）技術者（技術指導者を配置する場合は、当該技術指導者を含む）は、２⑸（又は２⑹）に掲げる基準を満たす他の技術者に変更することができる。